

(平成27年4月1日以後に登録申請)

入居契約重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。なお、生活支援サービスに関する契約については、生活支援サービス重要事項説明書により、別途説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) ふぁみりー・ほすびすかたくらほうす ファミリー・ホスピス片倉ハウス
所在地	(住居表示) 東京都八王子市片倉町451番10
利用交通手段	■ 1.電車(JR 横浜 線 片倉 駅から 徒歩 で 7 分) □ 2.その他()
住宅に関する権原	□ 1.所有権 ■ 2.賃借権 □ 3.使用貸借による権利 期間 2023 年 9 月 1 日から 2058 年 8 月 31 日まで
施設に関する権原	□ 1.所有権 ■ 2.賃借権 □ 3.使用貸借による権利 期間 2023 年 9 月 1 日から 2058 年 8 月 31 日まで
敷地に関する権原	□ 1.所有権 □ 2.地上権 ■ 3.賃借権 □ 4.使用貸借による権利 期間 2023 年 9 月 1 日から 2058 年 8 月 31 日まで

(注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人 □ 個人
商号、名称又は氏名	(ふりがな) ふぁみりー・ほすびすかぶしがいいしゃ ファミリー・ホスピス株式会社
住 所 (法人にあっては主たる事務所)	(郵便番号 100-0005) 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 電話番号 03-6368-4160
法人の役員	別添 1 のとおり
法定代理人 (未成年の個人である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名
	(郵便番号) 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号
	法人の役員 別添 2 のとおり

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) ふぁみりー・ほすびすかぶしがいいしゃ ファミリー・ホスピス株式会社
事務所の所在地	(郵便番号 100-0005) 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 電話番号 03-6368-4160

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数				41	戸
居住部分の規模	(最小)		18.69	㎡		詳細については、別添 3 のとおり
	(最大)		25.88	㎡		
構造及び設備	共同利用設備		■ あり □ なし			
	構 造		鉄骨 造		階 数 3 階建	
構造及び設備	共同利用設備		■ あり □ なし			
	構 造	鉄骨造	耐火構造	準耐火建築物	階 数 3 階建	
消 防 設 備	ス プ リ ン ク ラ ー		■ あり □ なし		目 動 火 災 報 知 設 備	■ あり □ なし
	火 災 通 報 装 置		■ あり □ なし		防 火 管 理 者	■ あり □ なし
	防 災 計 画		■ あり □ なし		消防法施行令別表第 1	(5)項口
竣工の年月	2023 年 8 月 1 日					
耐震計画構造	■ 登録基準に適合している					

鉄骨造
木造
その他

(5) 項口

加齢対応構造等	■ エレベーターを備えている
	■ 緊急通報装置を備えている

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 □ ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり
備考欄	

入居開始時期(※)	2023 年 9 月 1 日から
-----------	------------------

契約解除の内容	賃貸借契約書第11条および生活支援サービス契約書第8条による。	
事業主体から解約を求める場合(終身建物賃貸借の場合のみ)	解約条項	
	解約予告期間	
入居者からの解約予告期間	入居契約書第11条および生活支援サービス契約書第9条による。	
入院時の取扱い	入院中も入居契約は継続し、家賃・共益費をお支払いいただきます。基本サービス費、食費は利用実績により日割り計算を行い、お支払いいただきます。	
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談	

入居に当たっての留意事項		
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	身体拘束の適正化に向けた指針に基づき検討を行います。 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置と、緊急時の安全確保と身体を保護するための虐待防止マニュアルに基づき入職時および年2回の虐待防止研修を実施し、職員全員への年間計画に応じた研修を行います。 本社集合研修：管理者向け研修を行います。	
高齢者の虐待防止及び不当な侵害防止に向けた適切な対策		
職員に対する虐待防止研修・内部及び外部研修		

※入居開始時期は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6 職員体制

日中の職員体制(※生活支援サービスを提供する常駐職員の配置)					
人員配置	1 人	常駐する時間	9 時 0分 ~ 17 時 分		
常駐場所		☒ 同一の敷地内	☐ 隣接する土地		
		☐ 近接する土地			
(所在地)					
日中以外の時間の職員体制					
人員配置	人	常駐する時間	時 分 ~ 時 分		
常駐場所		☐ 同一の敷地内	☐ 隣接する土地		
		☐ 近接する土地			
(所在地)					
備考	夜間は、常駐している訪問看護事業所職員が緊急コールを受信し、状態に応じて住宅職員として対応いたします。				

(職種別の職員数) (2024 年 7 月 1 日現在)※入居開始(開設)前は、予定を記載。

① 職員の人数及びその勤務形態						
職種	延べ人数	常勤		非常勤		合計
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者	⇒③-1	1				1人
生活支援サービス提供職員 (食事提供サービスを除く)	⇒③-2	0	0	23	0	23人
うち、看護職員：直接雇用				10		10人
うち、看護職員：派遣				4		4人
うち、介護職員：直接雇用	⇒③-3			9		9人
うち、介護職員：派遣						0人
うち、機能訓練指導員	⇒③-4					0人
栄養士						0人
調理員						0人
事務員		1				1人
その他						0人
② 1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間
③-1 管理者の資格						
③-2 生活支援サービス提供職員の資格						

資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
医師											
看護師				14							
准看護師											
介護福祉士				9							
社会福祉士											
介護支援専門員											
養成研修修了者											
上記以外の職員											
③－３ 介護職員の資格											
資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
介護福祉士				8							
介護支援専門員											
実務者研修				1							
介護職員初任者研修											
たん吸引等研修（不特定）											
たん吸引等研修（特定）											
資格なし											
③－４ 機能訓練指導員の資格											
資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
理学療法士											
作業療法士											
言語聴覚士											
看護師又は准看護師											
柔道整復師											
あん摩マッサージ指圧師											
はり師又はきゅう師											
④職員の職種別・勤続年数別人数（本住宅における勤続年数）											
勤続年数	職種	管理者		生活支援サービス提供職員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		1		0	23	14		9			
1年以上3年未満				0	0						
3年以上5年未満				0	0						
5年以上10年未満				0	0						
10年以上				0	0						
合計		1	0	0	23	0	14	0	9	0	0

7 サービス付き高齢者向け住宅において入居者から受領する金銭（生活支援サービスに関する費用を除く）

家賃の概算額	(最低) 約 52,000 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり
	(最高) 約 80,000 円	
共益費の概算額	(最低) 約 40,000 円	
	(最高) 約 60,000 円	
敷金の概算額	(最低) 約 0 円	家賃の 0 月分
	(最高) 約 0 円	
家賃・共益費・敷金に関する特記事項		
前払金※の有無	☐ あり ☒ なし	
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円	(最高) 約 円
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃	
	サービス提供の対価	
返還額の算定方法		
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで	
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)	
前払金の保全措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☐ 信託会社等による元本補てん又は信託 ☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他()	

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

8 サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	☒ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託
委託する業務の内容（契約事項）	
管理業務の委託先	(ふりがな)
商号、名称又は氏名	
住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号

修繕計画	
計画策定の有無	☐ あり ☒ なし
大規模修繕の実施予定	頃実施予定
その他計画的な修繕予定	

9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
訪問介護ファミリー・ホスピス片倉	訪問介護事業所	☒ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
訪問看護ファミリー・ホスピス片倉	訪問看護事業所	☒ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

10 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	（ふりがな） ほうもんかいごふぁみりーほすぴすかたくら 訪問介護ファミリー・ホスピス片倉
事業所の所在地	（郵便番号 192-0914 ） 東京都八王子市片倉町451番10 電話番号 042-638-0172
連携又は協力の内容	入居者の利用を想定した訪問介護サービスを提供。

11 入居者の現況 （ 2023 年 7 月 1 日現在）

介護度別・年齢別入居者数				平均年齢	81.4	歳	入居者数合計	21	人
年齢／介護度	合計	※要介護度を把握している場合に記載。							
		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満	3					1		1	1
65歳以上75歳未満	4					1	1		2
75歳以上85歳未満	7				2	1	3		1
85歳以上	7		1		1	2	3		
合計	21	0	1	0	3	5	7	1	4

入居継続期間別入居者数							
入居期間	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計
入居者数	12	9					21

男女別入居者数	男性	10 人	女性	11 人
---------	----	------	----	------

入居率（一時的に不在となっているものを含む。）	52.0 %（全戸数に対する入居戸数）
-------------------------	---------------------

直近一年間に退去した者の人数と理由				退去者数合計:	2 人
理由	人数(人)	理由	人数(人)	理由	人数(人)
自宅・家族同居	1	他の有料老人ホームへの転居		医療機関への入院	
介護老人福祉施設（特養等）へ転居	1	うち、他のサービス付き高齢者向け住宅への転居		死亡	
介護老人保健施設へ転居				その他（ ）	
介護療養型医療施設へ転居		その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居			

12 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書のひな形	☒ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない	財務諸表の要旨 （※前払金を受領する場合に記載）	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☒ 公開していない
管理規程 （※必要事項が盛り込まれていれば、重要事項として開示する必要がある。）	☒ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付	財務諸表の原本 （※前払金を受領する場合に記載）	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付

説明書を管理規程に代えることも可。）	☐ 公開していない	に記載)	☒ 公開していない
事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない	その他 ()	☐ 入居希望者に公開 ☐ 入居希望者に交付 ☐ 公開していない

13 その他

運営懇談会	☒ あり (年 1 回予定) (開催方法等)	
	☒ 以下の内容の代替措置により対応(※入居者が概ね9人以下の場合等) (内容)	個別に状況をご報告します。
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	☐ あり ☐ なし ☒ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所(地域密着型を含む)	☐ 指定を受けている	介護保険事業所番号 ()
	☒ 指定を受けていない	

14 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

八王子市の基本方針及び高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営いたします。
